

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公開番号】特開2005-111831(P2005-111831A)

【公開日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-349421(P2003-349421)

【国際特許分類】

**B 27 K 5/00 (2006.01)**

【F I】

B 27 K 5/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月3日(2006.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

良熱伝導性かつ耐熱性の素材で被覆した木材を、発火点を超えない高温環境下に置き、該木材を乾燥させることを特徴とする木材乾燥方法。

【請求項2】

前記良熱伝導性かつ耐熱性の素材は、金属箔である請求項1に記載の木材乾燥方法。

【請求項3】

前記金属箔はアルミニウム箔である請求項2に記載の記載の木材乾燥方法。

【請求項4】

前記木材が丸太である請求項1乃至3のいずれかに記載の木材乾燥方法。

【請求項5】

前記木材の少なくとも木口以外の周囲全体が前記素材で完全に被覆された状態で前記高温環境下に置かれることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の木材乾燥方法。

【請求項6】

良熱伝導性かつ耐熱性の素材で被覆した木材を、発火点を超えない高温環境下に置き、該木材を乾燥させることを特徴とする木材乾燥装置。

【請求項7】

前記良熱伝導性かつ耐熱性の素材は、金属箔である請求項6に記載の木材乾燥装置。

【請求項8】

前記金属箔はアルミニウム箔である請求項7に記載の記載の木材乾燥装置。

【請求項9】

前記木材が丸太である請求項6乃至8のいずれかに記載の木材乾燥装置。

【請求項10】

前記木材の少なくとも木口以外の周囲全体が前記素材で完全に被覆された状態で前記高温環境下に置かれることを特徴とする請求項6乃至9のいずれかに記載の木材乾燥装置。